

# 個人賠償責任共済

住宅の管理上の不備や欠陥によって生じた事故または、被共済者が買い物や旅行などにおける日常生活によって生じた事故により他人を死亡または負傷させたり、あるいは他人の財物に損害を与えたりしたために法律上の損害賠償義務を負ったときに保障します。

## ◆ たとえぼこんなときに・・・

### ● 自転車で通行人を負傷させた

- 飼犬が他人の子供を負傷させた
- 野球やゴルフの練習中に誤って隣の窓ガラスを壊した
- 屋根瓦が落下して通行人を負傷させた など



(注) 故意によって生じた損害等、共済金をお支払いできない場合もあります。また双方に過失のある場合、被共済者の過失分について保障します。

## ◆ お支払いする共済金の額

**共済金の額※1 = 損害賠償金の額 - 代位取得価額※2 - 免責金額(1,000円)**  
(共済金額が限度)

※1 同一原因の事故により支払われる共済金の額は、加入の共済金額が限度になります。

※2 「代位取得」とは、加害者が損害賠償を行うことにより賠償の対象になった被害者の所有物を取得することをいい、代位取得によって得られる物の経済的価値を代位取得価額といいます。

### ☆ 上記の共済金のほか、次の費用の共済金をお支払します。

#### ■ 臨時費用 (1事故1被害者につき)

被害者が死亡したとき	10万円
被害者が20日以上入院したとき	2万円

- 折衝・示談交渉費用 (組合が認めた場合に限りです)
- 争訟費用等 (組合が認めた場合に限りです)
- 判決による遅延損害金 (組合が認めた場合に限りです)



## ◆ わずかな掛金で大きな保障

平成28年4月1日現在  
共済期間1年

保障金額	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
掛金	1,430円	1,570円	1,650円	1,710円	1,760円

## 建物更生共済にセット加入ができます！

※ご契約内容によっては、セット加入ができない場合もございます。詳しくは担当者にお問い合わせください。

### ● 被共済者の範囲

- ◎ 記名被共済者 (住宅に居住する者であって、共済証書に記載された者)
- ◎ 記名被共済者の配偶者
- ◎ 記名被共済者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
- ◎ 記名被共済者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

この資料は概要を説明したものです。ご契約の際には、「重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

詳しくは

お近くのJA窓口へ

お問い合わせください。